

那須塩原市提案型ネーミングライツ制度実施要領

1 ネーミングライツ制度実施の目的

市有財産の有効活用により自主財源の確保を図り、公共施設の維持管理費用に活用するため、公共施設等に愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を取得する法人その他の団体（パートナー）を募集します。

2 対象施設

別紙一覧表のとおりです。ただし、一覧表に記載のない公共施設であっても、ネーミングライツ制度の対象とできる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

3 ネーミングライツパートナーの資格

法人その他の団体です。市内に所在地や住所を有するかは問いませんが、個人は対象外です。ただし、次の要件に該当する場合は、法人その他の団体であっても対象外です。

《対象外の要件》

- ①各種法令に違反している者
- ②市税を滞納している者
- ③市から指名停止の措置を受けている期間中の者
- ④清算、破産、再生、更生手続中の者
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、接客業務受託業者
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、暴力団関係者
- ⑦金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する金融商品取引業のうちネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと市が認める者
- ⑧貸金業法（昭和25年法律第32号）に規定する貸金業者
- ⑨商品先物取引法（昭和25年法律第239号）に規定する商品先物取引業者
- ⑩ギャンブル（公営くじに関するものを除く。）に係る者
- ⑪法律に定めのない医療類似行為を行う者
- ⑫社会的な問題を起こしている者
- ⑬政治性又は宗教性のある事業を行う者
- ⑭前各号に掲げる者のほか、市のネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと市が認める者

※ネーミングライツパートナー契約締結後に上記の対象外要件に該当した場合や、該当することが判明した場合は、市の一切の負担なく契約を一方的に破棄することがあります。

4 提案型ネーミングライツ制度の概要

市は、ネーミングライツの取得を希望する法人その他の団体から対象施設や募集条件の提案を受け、その提案内容を踏まえた公募を行い、ネーミングライツを譲渡する方式です。

5 提案型ネーミングライツ制度の流れ

《第1段階：提案の募集》

【市】

▶対象施設等をリストアップし、HP等で随時募集



《第2段階：提案の応募》

【事業者】

▶ネーミングライツを実施したい施設を選び、市に対して「那須塩原市ネーミングライツ提案書」を提出

※同じ施設に複数の事業者から提案があった場合は、先に提案書の提出があった事業者を提案者とします。



《第3段階：提案の受付・審査（おおむね2週間程度）》

【市】

▶那須塩原市広告事業実施要綱第4条に規定する広告掲載の基準（下記参照）を参考にし、対象の公共施設等への愛称付与の妥当性や、本市財政への貢献度合い等を勘案し、愛称付与の実施の可否について判断
（基準）

- ①法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ②公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- ④誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切であると認められるもの
- ⑤政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- ⑥個人の氏名を広告するもの
- ⑦美観風致を害するおそれがあるもの
- ⑧社会問題についての主義主張
- ⑨その他広告を掲載することが適当でないと市長が認めるもの

▶実施可の場合は、提案者に対して、今後、公募の手続に入る旨を通知

▶実施不可の場合は、提案者に対してその理由と共に通知



《第4段階：ネーミングライツパートナーの公募（おおむね1か月程度）》

【市】

- ▶ 提案内容を参考に公募条件を作成し、ネーミングライツパートナーをHP等で広く募集（※提案内容は参考としますので、必ずしも提案と同内容の公募条件(価格、期間等)になるとは限りません。）



《第5段階：ネーミングライツパートナーの応募》

【事業者】

- ▶ 公募条件に示された必要書類を調製し、市に対して提出（※提案者が応募者となる場合、公募時の応募内容は、提案時の内容から変更があっても差し支えありません。）



《第6段階：応募者の受付・審査（おおむね1～1か月半程度）》

【市】

- ▶ 公募条件を満たしている応募者を審査
- ▶ 審査は、「愛称」、「対価等の内容」、「期間」、「地域貢献度」等の応募内容を総合的に判断し、ネーミングライツパートナーとして選定
- ▶ 第2段階の提案者が応募者となった場合は、特段の判断項目を設けて加点



《第7段階：契約の締結》

【市】【事業者様】

- ▶ 市は、選定したネーミングライツパートナーと契約を締結

6 提案書の提出方法

(1) 提出期間

開庁時間内（トワイライトサービス時間を除く）であれば、随時受付します。

(2) 必要書類

那須塩原市ネーミングライツ提案書1部

(3) 提出方法

窓口に持参又は郵送

(4) 提出先及び問合せ先

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社 108-2

那須塩原市企画部企画政策課

TEL:0287-62-7315/FAX:0287-62-7220

e-mail:kikakuseisaku@city.nasushiobara.lg.jp

7 ネーミングライツパートナーの応募方法

公募の対象とする施設により異なります。詳しくは、公募を実施する場合に公表する条件等を御確認ください。